

保育所等訪問支援事業

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当施設との利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当施設の概要や内容、施設支援の提供、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

社会福祉法人 都島友の会

児童発達支援センター

こども発達サポートステーションそれいゆ

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 都島友の会
法 人 所 在 地	大阪市都島区都島本通3-4-3
電 話 番 号	06-6921-0321
代 表 者 氏 名	理事長 渡久地 歌子
設 立 年 月 日	昭和 25 年 3 月 10 日

2. 事業所の概要

事業所の名称	こども発達サポートステーションそれいゆ
事業所の所在地	大阪市城東区成育3-7-16
電話番号 FAX	06-6167-6095 06-6167-6096
管理者氏名	仲田恵利子
事業の種類	保育所等訪問支援
事業の目的	社会福祉法人 都島友の会(以下「事業者」という。)が経営する、こども発達サポートステーション それいゆ(以下「事業所」という。)において実施する、「児童発達支援センター」及び「保育所等訪問支援事業」(以下「児童発達支援事業等」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所に通園する障害児及び保育所等を利用する障害児(以下「利用児」という。)並びに利用児にかかる給付決定保護者(以下「保護者」という)等の意思及び人格を尊重し、適切な児童発達支援事業等としての支援の提供の確保をすることを目的とします。
事業の運営方針	・事業所は、児童発達支援事業等の支援の提供にあたっては、療育指導等により、利用児が、自立した日常生活または社会生活が営まれるように支援するとともに、保育所等の施設で、健常児との集団生活に適應することができるよう支援することとし、利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとします。・事業所の従事職員は、児童発達支援事業等の支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用児又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに、保育所等の利用児を対象とした場合は、保育所等のスタッフに対する支援も行うこととします。・事業者は、児童発達支援事業等の支援の質の評価を行い、常にその改善に努めることとします。・前3項の他、関係法令等を遵守して、事業を実施するものとします。

4. 事業の実施地域

都島区、北区、城東区、鶴見区、旭区、その他事業者が実施可能と判断した場合は実施する地域の近隣区も含めて実施地域とします。

5. 営業日及び営業時間

営業日 及び 営業時間	月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、夏季休暇(事業所が定めた日)、12月29日から1月4日までを除く。 土曜については事業所が定めた日 9時から17時
サービス提供日 及び サービス提供時間	月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、夏季休暇(事業所が定めた日)、12月29日から1月4日までを除く。 土曜日については事業所が定めた日 10時から16時30分

6. 職員体制

職種	業務内容
管 理 者	常勤1名 管理者は、職員の管理、保育所等訪問支援の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている保育所等訪問支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理 責 任 者	常勤1名 児童発達支援管理責任者は、個別療育支援計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障がい児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障がい児及び障がい児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
訪問支援員	常勤2名、 個別療育支援計画に基づき障がい児及び障がい児の保護者に対し適切に支援を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、保育所等訪問支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7. 設備の概要

(1) 施設

建物	構造	木造3階建て
	延べ床面積	298.20平方メートル
敷地面積	161.75平方メートル	

(2) 主な設備

設備の種類	室数
指導訓練室	2
遊戯室	1
事務所・医務室	1
調理室	1
相談室	1

トイレ	3
観察室	1
相談室	1
調理室	1
職員室	1

8. サービス内容

(1) 利用児童に対する支援(集団生活適応のための訓練等)

(2) 訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導)

※全てのサービスは「個別療育支援計画」に基づいて行われます。「個別療育支援計画」は、本事業所のサービス管理責任者が作成し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

9. 保護者から受領する費用の種類及びその額

(1) 保育所等訪問支援事業を提供した際は、保護者から、サービス等の支払いをして頂きます。(保護者負担額)

(2) 保育所等訪問支援事業の通常の実施地域を原則として、それ以外の地域についてはその実費を徴収するものとします。

(3) 前2項の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に説明し、利用者等の同意を得るものとします。

(4) 第1項から第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとします。

(5) 利用料金は、1ヵ月ごとに計算し、施設利用翌月の中旬までに請求書をお渡ししますので、その月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

① 当事業所の窓口で現金支払い

② 指定口座への振込み(施設が指定した場合)

* 保護者から支払いを受けた場合は当該費用にかかる領収書を当該費用を支払った保護者に交付いたします。

10. サービス利用に当たっての留意事項

通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。

11. 支援実施記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、障害児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

12. 緊急時・事故発生における対応

1. 保育所等訪問支援の提供中に利用児童の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。必要であれば病院で受診します。保護者と連絡が取れなかった場合は園の判断で病院を受診します。

2. 事業者は、療育などの実施に当たって傷害保険に加入し、事故が発生した時には、保護者や

市町村などに連絡適切な措置を講じることとします。

大阪市福祉局障がい施策部障がい支援課 電話番号 06-6208-8072

事業所は、療育などの実施にあたって、事業所の責任と認められる事由によって当施設利用児童に損害を与えた場合には、速やかに利用児童の損害を賠償することとします。

保険会社名 三井住友海上火災株式会社 保険の種類 施設賠償保険

13. 非常災害対策

事業所は非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

14. 苦情解決のための措置

(1) 当施設における相談、苦情の受付

保育所等訪問支援事業に対する苦情やご意見、利用料金のお支払いや手続きなどに関するご相談、利用児童の記録等の情報開示請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 相談、苦情受付担当〈児童発達支援管理責任者〉 櫻井雅子

○ 苦情解決責任者〈管理者〉 仲田恵利子

○ 受付時間 毎週月曜日～土曜日 9時～17時

こども発達サポートステーションそれいゆ 電話番号 06-6167-6095

苦情解決のための手順

窓口 櫻井雅子に苦情の内容をお知らせ下さい。

↓

苦情解決責任者 仲田恵利子に内容を報告し解決のための話し合いをします。

↓

解決策を申請者にお知らせします。

(2) 苦情解決委員会

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用児童や保護者の立場や権利に配慮した中立・公正・適切な対応を推進するために法人に苦情解決委員として第三者委員を選任しています。

- ・ 社会福祉行政経験者 梅田幸二 ・ (福) 水仙福祉会理事長 松村 寛
- ・ 公正取引協議会委員 山本才司

(3) 行政機関その他苦情受付機関

○ 支給決定区連絡先 別紙参照

○ その他苦情受付機関

大阪府社会福祉協議会	電話番号	・06-6191-3130
	FAX	・06-6191-5660
運営適化正委員会	受付時間	月曜日～金曜日 10時～16時

15. 虐待防止のための措置

事業者は、利用児童又は他の利用児童などの生命又は身体を保護するため緊急をやむをえない場合を除いて、身体拘束その他利用児童の行動を制限する行為を行いません。

事業者は、利用児童に対する虐待を早期に発見して、迅速かつ適切な対応を図るために、次の措

置を講じるものとしします。

- (1) 管理者を虐待の防止に関する責任者としします。〈管理者〉仲田恵利子
こども発達サポートステーションそれいゆ 電話番号06-6167-6095
- (2) 苦情解決体制の整備を図ります。
- (3) 成年後見制度の利用支援。
- (4) 従事職員に対する虐待防止の啓発・普及に関する研修の実施。

16. 個人情報保護のための措置

- (1) 事業所は、その業務上知り得た利用者等児童及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとしします。
- (2) 従事職員は、その業務上知り得た利用児童等及びその家族の秘密を保持するものとしします。
- (3) 従事職員であった者に、業務上知り得た利用児童等及びその家族の秘密を保持するため、従事職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとしします。
- (4) 事業者は、サービス担当者会議、または他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用児童等及びその家族に関する個人情報を使用することを、利用児童の家族の同意を得るものとしします。

サービス提供開始予定年月日

平成 年 月 日

説明年月日

平成 年 月 日

当事業所の保育所等訪問支援事業提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者氏名 こども発達サポートステーションそれいゆ
仲田恵利子

説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から保育所等訪問支援事業の重要事項の説明を受けました。

保護者住所

氏名

印

代理人住所

氏名

印